

愛知地方最低賃金審議会  
第2回愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業  
最低賃金専門部会 議事要旨

1 日 時 令和元年9月18日(水) 午後3時00分～午後4時20分

2 場 所 名古屋合同庁舎第2号館 3階共用中会議室

3 出席者 公益代表委員 3名  
労働者代表委員 3名  
使用者代表委員 3名

4 議 題 令和元年度 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金の改正決定について

5 議事要旨

- (1) 労働者側「鉄鋼業などモノづくり産業への評価が低く、産業の価値に見合う水準への引き上げを訴えたい。金属産業はバリューチェーンで強みを発揮しており、強固な国内事業基盤等の確保を図り、賃金ダンピング防止や産業内の公正競争確保を通じ、健全な発展を促すべきである。金属産業は全産業に対し、国民経済計算で一人当たりの付加価値は29.7%上回っているが、雇用報酬は14.5%上回っているに過ぎない。特定最低賃金は企業の枠を超えた労働条件決定システムで、組織労働者の企業内最低賃金を、未組織労働者に波及させ、賃金格差を是正し産業の魅力を高め、優秀な人材の確保により産業・企業の発展につなげたい。昨年の鉄鋼業特定最低賃金の引上げは一昨年を上回っているが、産業を中長期的に捉え、産業の成長・発展に資すると判断した結果で、愛知県は鉄鋼出荷額が全国1位、基幹産業であり、他の都道府県を上回る水準であるべきである。」
- (2) 使用者側「主張は前回と変わらない。昨年に対し、今年を比較しており、その観点から引上げる状況にはない。引上額は、15円としたい。」
- (3) 結果、労働者側は引上額22円、使用者側は引上額15円となり、労使意見に7円の隔たりがあるため次回へ継続審議とされた。

6 配付資料 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金引上げに伴う影響